

# 取扱説明書

**DAYTONA**

S 63278①/⑤

\*取り付けする前に必ずお読み頂き、内容をよく理解して正しくお使いください。

\*この取扱説明書は、いつでも取り出して読めるよう大切に保管してください。

\*この商品もしくはこの商品を取り付けた車両を第三者に譲渡する場合は、必ずこの取扱説明書も併せてお渡しください。

補修用 LED ライセンスランプ	適応車種	商品NO.
	汎用	63278

## ■ ご使用前に必ずご確認ください ■

※ 取扱説明書内の注意事項を守らずに使用した事による事故や損害について、当社では一切の責任は負いません。

※ 商品の保証については保証書裏面の保証規定に沿って行なっております。保証内容をご理解のうえ、この取扱説明書と一緒に保管してください。

本書では正しい取り付け、取扱方法および点検整備に関する重要な事項を、次のシンボルマークで示しています。

 <b>警告</b>	要件を満たさずに使用しますと、死亡または重傷に至る可能性が想定される場合を示してあります。
 <b>注意</b>	要件を満たさずに使用しますと、傷害に至る可能性または物的損害の発生が想定される場合を示してあります。

## 本商品の特徴

- フェンダーレス化した時などのカスタム時に使用できるライセンスランプ。
- 白色 LED×4 個の小型軽量発光部。
- LED ライセンスランプ（品番 63277）の補修品ですが、単品でその他の用途にも使用できます。

## 商品内容

NO	パーツ名	サイズ (mm)	数量	NO	パーツ名	サイズ (mm)	数量
①	LED ランプ		1	②	結線コネクター		2

## 注意

- 作業に入る前に、ショート防止のためバッテリーのマイナス端子を取り外して作業を行なってください。
- この商品は、ブレーキランプの用途には使用できません。
- この商品を単品でライセンスランプとして使用する場合、夜間、後方 20m の位置からナンバーおよび文字の表示が確認できる位置に取り付けてください。
- 取り付け後、約 100 km 走行しましたら各部を点検してネジ部等の増し締めを行なってください。その後は約 500 km 毎に必ず点検を行ない、同様の増し締めを行なってください。
- 走行中の異常が発生した場合は、直ちに車両を安全な場所に停車させ、異常箇所を点検してください。
- この商品は、予告無しに価格や仕様の変更をする場合があります。また、文中にご紹介した商品についても同様です。予めご了承ください。

## 取付方法

1.①LED ランプの強力固定接着シートを利用して、使用する部分に接着します。位置が決まりましたら市販の強力接着剤等で補強することをオススメします。

2.LED ランプの配線は

黒/白の配線 ⇒ マイナス (-)

黒の配線 ⇒ プラス (+)

となっていますので、下記の表を参考に②結線コネクタを使用して配線をつなぎます。

メーカー別テールランプ配線色(例)

	+配線色	-配線色
ホンダ	黄、茶、茶/白、黒/茶	緑
ヤマハ	青	茶、黒
スズキ	茶	黒/白
カワサキ	赤	黒/黄

※表の配線色は参考です。  
車両により同一メーカーでも配線色  
が異なる場合がありますので、必ずテ  
スターおよびサービスマニュアルで  
配線を確認してください。

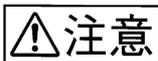
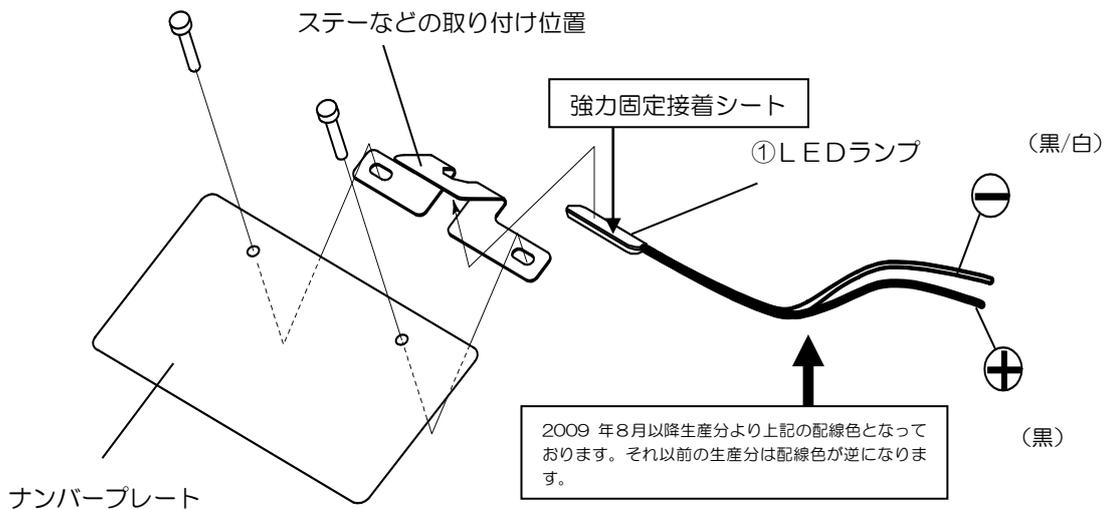


**注意**

プラスマイナスを間違えるとLEDは点灯しません  
のでご注意ください。

3.メインキーをオンにするか、またはスイッチをオンにして、LEDが点灯すれば作業は完了です。

## 取り付け詳細図



**注意**

この商品は品番 63277「LED ライセンスランプ」付属のステーに取り付けた際に保安基準を満たす事ができるように設計されております。

(道路運送車輛法の保安基準36条-番号灯- および別添63-番号灯の技術基準-)

この商品を単体で使用する場合

1.夜間 後方20mの位置からナンバープレート上の文字、数字、車検ステッカーが視認できる明るさが確保できる位置。

(道路運送車輛法の保安基準36条-番号灯-)

2.ナンバープレートと同じ高さから水平にナンバープレートを見た時に、ステーおよびLEDランプによって文字が隠される事の無い位置。

(道路運送車輛法19条-自動車登録番号標等の表示の義務-)

上記2つの条件を必ず満たす位置に取り付けてください。

### 番号灯の保安基準に対する適合

当社製品 LED ライセンスランプビッグバイク用(品番 63277)とその LED ライセンスランプを使用しているフェンダーレスキットの番号灯は以下の保安基準に適合致します。(2006 年 6 月現在)

以下の保安基準から番号灯は LED を使用していても別添 63 番号灯の技術基準に適合していれば保安基準に適合するものと判断されます。(当社製品 LED ライセンスランプビッグバイク用品番 63277 はこの基準に適合致します。) また、後方から LED の直接光が見えていた場合も告示 62 条/告示第 140 条/告示第 218 条にあるように番号灯は除外されている灯火で、LED の光では当該番号灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるほどのものでないため、保安基準に適合すると判断いたします。

※LED ライセンスランプを付属のステーを使用し、ナンバープレートに対し当社の指定した場所に正しく取り付けられた場合に保安基準に適合するように作られています。(LED ライセンスランプの取付場所によっては基準を満たさない場合もあります。)

※この用紙は車検の際に必要な場合がありますので大切に保管してください。

※以下の文章は二輪自動車の番号灯に関する保安基準、告示、別添を抜粋したものです。

### 保安基準 第 36 条

自動車の後面には、番号等を備えなければならない。ただし、最高速度 20 キロメートル毎時未満の軽自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りではない。

- 2 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 番号灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

### 告示第 49 条

番号灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第 36 条第 2 項の告示で定める基準は、別添 63「番号灯の技術基」に定める基準とする。

- 2 番号灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第 36 条第 3 項の告示で定める基準は二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。

ただし、法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、別添 54「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の装置型式指定基準」に定める基準とする。

### 告示第 127 条/告示 205 条

番号灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第 36 条第 2 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- (1) 番号灯は、夜間後方 20m の距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。この場合において、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 30 lx(ルク)以上のものであり、その機能が正常である番号灯は、この基準に適合する物とする。
- (2) 番号灯の灯光の色は、白色であること。
- (3) 番号灯は、灯器が破損し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
- 2 次に掲げる番号灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
  - (1) 指定自動車等に備えられている番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯
- 3 番号灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第 36 条第 3 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
  - (1) 番号灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯、前部霧灯、若しくは車幅灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造であること。
  - (2) 番号灯は、点滅しないものであること。
  - (3) 番号灯の直射光又は反射光は、当該番号灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
  - (4) 番号灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第 1 項に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。
- 4 次に掲げる番号灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
  - (1) 指定自動車等に備えられている番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯
  - (2) 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯又はこれに準ずる性能を有する番号灯

**保安基準 第 42 条**

自動車には、第 32 条から前条までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなる恐れのあるものとして告示で定める灯火又は反射器を備えてはならない。

**告示 62 条/告示第 140 条/告示第 218 条**

保安基準第 42 条の告示で定める基準は、次の各項に掲げる基準とする。

- 3 自動車には、次にあげる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。
- (1) 番号等
  - (2) 後退灯
  - (3) 室内照明灯
  - (4) 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯
  - (5) 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の社名表示灯
  - (6) その構造が次のいずれかに該当する作業灯その他の走行中に使用しない灯火
    - イ 運転席で点灯できない灯火
    - ロ 運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えたもの

**別添 53 二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準****5.8. 番号灯**

5.8.1. 自動車の後面には、夜間後方 20m の距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できる灯光の色が白色の番号灯を備えなければならない。ただし、最高速度 20Km/h 未満の軽自動車にあっては、この限りではない。

5.8.2. 番号灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯、前部霧灯、若しくは車幅灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。ただし、道路交通法第 52 条第 1 項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、前照灯又は、前部霧灯を点灯させる場合に番号灯が点灯しない装置を備えることができる。

**別添 63 番号灯の技術基準****1. 適用範囲**

この技術基準は、自動車（最高速度 20Km/h 未満の軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備える番号灯に適用する。

**2. 用語**

- 2.1. 「大形番号標用番号灯」とは、普通自動車であって、車両総重量が 8 t 以上のもの、最大積載量が 5 t 以上のもの又は乗車定数が 30 人以上のものに備える番号灯をいう。
- 2.2. 「中形番号標用番号灯」とは、普通自動車、小型自動車、軽自動車及び大型特殊自動車に備える番号灯であって、大形番号標用番号灯及び小形番号標用番号灯以外のものをいう。
- 2.3. 「小形番号標用番号灯」とは、二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車である軽自動車（二輪の軽自動車又は小型特殊自動車により牽引されるものに限る。）に備える番号灯をいう。

**3. 試験方法**

図に示す試験板を番号標の取付位置に正規の使用状態に取付け、番号灯を点灯した時の試験板上の各測定点における照度を測定する。また、次式により均斉度を求める。

$$\text{均斉度} = \frac{\text{高照度点 2 箇所の照度の平均}}{\text{低照度点 2 箇所の照度の平均}}$$

**4. 判定基準**

- 4.1. 3 の試験を行ったとき、各測定点の照度は 8 ルクス(小形番号標用番号灯にあっては 15 ルクス)以上であること。
- 4.2. 3 の試験を行ったとき、均斉度は 20 以下であること。
- 4.3. 番号灯の照明部の端部であって試験板の表面から最も遠い点と試験板の端部であって番号灯の照明部から最も遠い点（番号灯が 2 個以上備えられている場合にあっては、それぞれの番号灯が照明しようとする試験板の部分に限る。）を結ぶ入射板光と試験板のなす角は、8° 以上であること。
- 4.4. 番号灯は、試験板上の全ての範囲を照明できるものであること。
- 4.5. 番号灯の灯光の色は白色であること。

図 試験板

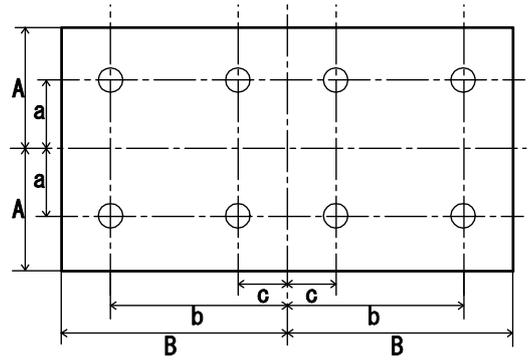
(注)

- 1.測定点は直径 25mm の円とし、図中の○印の位置とする。
- 2.試験板の測定面は、清潔な白色の吸取紙とする。
- 3.試験板の寸法は、番号灯の種類ごとにそれぞれ表の通りとする。

番号灯の種類	A	B	a	b	c	厚さ
大形番号標用番号灯	110	220	60	170	25	1.5
中形番号標用番号灯	82.5	165	50	125	25	1.5
※小形番号標用番号灯	62.5	115	35	90	25	1.5

単位 mm

※小形番号標用番号灯とは、二輪自動車に備える番号灯をいう。



東証JASDAQ上場

株式会社 **デイトナ**

〒437-0226 静岡県周智郡森町一宮 4805

URL: <http://www.daytona.co.jp>

©デイトナ商品についてのご質問、ご意見は「フリーダイヤルお客様相談窓口」0120-60-4955 まで